

令和2年度

# 笠郷地域創生 自治町民会議 総会

「地域が育てる・ふるさと笠郷」

笠郷地域創生自治町民会議 委員 各位

委員の皆様には、本会議が行う笠郷地区発展の活動に、ご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

現在においても新型コロナウイルス感染症未収束のため、書面による総会として開催しますので、添付の議決行使書にご記入、ご署名の上、返信用封筒にて返送お願い致します。

## 【5つの取組み 重点項目】

1. 支えあいのまちづくり (健康・福祉部会)  
(教育・文化・商工部会)
  - (1). 三世代交流の推進
  - (2). ひとり暮らしの見守り
2. 安全で安心なまちづくり (安全・安心部会、総務部会)  
(教育・文化・商工部会)
  - (1). 自助について啓発
  - (2). 災害弱者の避難対策
  - (3). 地域で災害に備えるための方法の件討・情報の共有
  - (4). 防災のための体制の充実・人づくり
  - (5). 通学路等の地域の安全性向上
3. 育みあいのまちづくり (教育・文化・商工部会、総務部会)
  - (1). コミュニティ・スクールの充実
4. 美しく活力あるまちづくり (環境・美化部会)
  - (1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
5. 助け合いのまちづくり (総務部会)
  - (1). 団体の体制・活動の見直し

令和2年 6月 23日 (火)

午後 4時 (書面による総会開催)

笠郷地域創生自治町民会議

第1号議案

笠郷地域創生自治町民会議 委員・理事・役員名簿(案)

No.	自治会等 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	役 職	部会名
1	自治会経験者			細川 一		○会長	総括
2	区長会長			安田 正		○副会長	総括
3	船附区長			大橋 徳法		理事	安全・安心
4	栗笠区長			高橋 敏央		理事	健康・福祉
5	大野区長			渋谷 武司		理事	教育・文化
6	上之郷区長			川地 悦郎		理事	環境・美化
7	船附自治会代表			藤井 貞治		専門委員	安全・安心
8	船附自治会代表			伊藤 博文		専門委員	安全・安心
9	船附自治会代表			西脇 義重		専門委員	安全・安心
10	船附自治会代表			水谷 武則		専門委員	安全・安心
11	下笠自治会代表			吉川 一憲		専門委員	安全・安心
12	下笠自治会代表			西脇 弘勝		専門委員	安全・安心
13	下笠自治会代表			西脇 哲夫		専門委員	安全・安心
14	下笠自治会代表			日比 正昭		専門委員	安全・安心
15	栗笠自治会代表			大橋 勉		専門委員	安全・安心
16	栗笠自治会代表			小島 義雄		専門委員	安全・安心
17	大野自治会代表			近藤 和雄		専門委員	安全・安心
18	大野自治会代表・民生児童委員代表			澁谷 均		○理事	健康・福祉
19	上之郷自治会代表			近藤 恒夫		専門委員	安全・安心
20	公民館長・社協支部長			田中 和一		○理事	総務
21	婦人の会会長			西脇 祥子		専門委員	総務
22	笠郷老人クラブ連合会会長			藤枝 定光		専門委員	健康・福祉
23	体育委員会会長			野崎 辰也		○理事	教育・文化
24	農業委員会会長			西脇 康		○理事	環境・美化
25	農事改良組合副組合長			伊藤 秋廣		専門委員	環境・美化
26	町消防団笠郷分団長			大橋 力雄		○理事	安全・安心
27	町消防団笠郷副分団長			藤井 光二		専門委員	安全・安心
28	女性防火クラブ笠郷会長			安田 里巳		専門委員	安全・安心
29	笠郷地区交通安全協会会長			中嶋 俊美		専門委員	安全・安心
30	子供会育成会長			西脇 孝子		専門委員	環境・美化
31	社会教育委員			近藤 尚子		専門委員	教育・文化
32	五三土地改良区理事長			佐竹 芳行		専門委員	環境・美化
33	環境保全対策協議会事務局			藤井 清		専門委員	環境・美化
34	東部中学校PTA代表			河田ひとみ		専門委員	教育・文化
35	笠郷小学校PTA会長			堀田 裕之		専門委員	教育・文化
36	船附こども園保護者会長			玉井 尚子		専門委員	健康・福祉
37	下笠保育園保護者会長			藤井亜希子		専門委員	健康・福祉
38	商工会笠郷支部長			小野 力雄		専門委員	教育・文化
39	下笠保育園園長			児玉 法彰		専門委員	健康・福祉
40	船附こども園園長			片野佳代子		専門委員	健康・福祉
41	食改善協議会笠郷支部長			川瀬 愛子		専門委員	健康・福祉
42	笠郷地区スポーツ推進委員			西脇 友和		専門委員	教育・文化
43	スポーツ少年団代表			近藤 祥子		専門委員	教育・文化
44	JA西美濃笠郷支店長			松尾 隆浩		専門委員	総務
45	笠郷小学校校長			倉本 雅志		専門委員	教育・文化
46	自治会経験者			松永 良治		専門委員	安全・安心
47	PTA経験者			近藤 啓継		専門委員	教育・文化
48	町民会議事務局長・公民館分館長会長			佐藤富士男		○(事務局長)	総務

○印:役員 総括(2) 総務(4) 安全・安心(18) 健康・福祉(8) 環境・美化(6) 教育・文化(10)

No.	町民会議 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	備考
49	顧問(町議会議員)			西脇 康		役員兼務
50	監事			佐竹 芳行		専門委員兼務
51	監事			西脇 君男		

笠郷地域創生自治町民会議 (笠郷自治会館内 電話:36-0006)  
事務局長 佐藤富士男

# 令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 書面による総会開会、及び書面による議決用 次第

(経緯)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大を防止するにあたり、政府は「緊急事態宣言」を発令し、養老町ではこの宣言と前後して感染防止のため自治会館の行事使用を禁止しています。このような現状を踏まえ、笠郷地域創生自治町民会議「役員会」では総会資料による書面での総会開催、及び書面による議案の議決をすることに決定しました。

例年とは異なる次第になりますが、ご理解の上承知をお願いします。

## 1. 議事録署名者（開票・集計立ち合い） （2名）

日比 正昭、 中嶋 俊美 氏

## 2. 議事

- |        |              |                    |
|--------|--------------|--------------------|
| ・第1号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和2年度年改選役員・委員承認の件  |
| ・第2号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和1年度事業報告承認の件      |
| ・第3号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和1年度収支決算承認の件      |
| ・第4号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和1年度監査報告承認の件      |
| ・第5号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和2年度事業計画案承認の件     |
| ・第6号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 令和2年度収支予算案承認の件     |
| ・第7号議案 | 笠郷地域創生自治町民会議 | 笠郷地域創生自治町民会議規約改正の件 |

## 養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、  
清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとを、  
先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。  
た。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、  
力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と  
元気な声があく町にしましょう。
1. 美しい自然の中で 力いっぱい  
働ける町にしましょう。
1. おとしよりが 豊かにくらせる  
町にしましょう。

第2号議案

令和元年度笠郷地域創生自治町民会議の事業報告

月	日	内容
4	11	笠郷地域創生自治町民会議 会計監査
	中旬	瓢箪 種巻き育成開始
5	7	笠郷地域創生自治町民会議 理事会・役員会 令和元年度予算案、規約改正案等
	11	笠郷地域創生自治町民会議 総会
	上旬	瓢箪苗育成 苗配布(協力者:50人)
	21	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 事業計画・予算について
	22	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 事業計画・予算について
	24	笠郷地域創生自治町民会議 健康・福祉部会 事業計画・予算について
6	6	笠郷地域創生自治町民会議 教育・文化・商工部会 事業計画・予算について
	7	国・県と笠郷地区との懇話会
	下旬	瓢箪果実を大垣養老高校へ納入開始
7	23	笠郷地区行政懇談会 各部会長出席 要望事項について
	25	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 防災訓練・連絡網訓練等打ち合わせ
	29	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 事業計画とその具体化策
8	16	笠郷地区夏祭り
	18	笠郷地区 緊急情報伝達訓練(安全・安心部会)
	25	養老町主催 防災訓練 実施
	下旬	瓢箪果実を大垣養老高校へ納入が収束
9	16	笠郷地区 敬老会
	20	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 「笠郷地区クリーンの日」制定実施の件
10	14	笠郷地区運動会
	30	下笠保育園 3世代交流会実施
11	24	笠郷地区 「クリーンの日」クリーン活動実施
12	18	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 「クリーンの日」・今年度事業総括・来年度計画
	19	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 笠郷ハザードマップ、防災備蓄品購入の件
1	16	船附こども園 『ふれあい遊びの会』実施
2	24	笠郷地区公民館祭り
	24	大垣養老高校 瓢箪倶楽部秀吉講演会
	24	瓢箪栽培 瓢箪果実を大垣養老高校に提供実績報告
	24	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会『ごみリサイクル活動』講演会実施
3	1	「笠郷地区防災の手引き(笠郷地区避難地図)」配布
	2	防災用発電機購入(各地区1台)
	5	下笠保育園 3世代交流会中止
4	9	笠郷地域創生自治町民会議 会計監査
	16	笠郷地域創生自治町民会議 役員会 ⇒ (延期:R2/6/8)
	26	笠郷地域創生自治町民会議 総会 ⇒ (延期:書面総会 R2/6/ )
-	-	令和元年度 笠郷地域創生自治町民会議公報 毎月1日発刊 計9回

## 【収入の部】

款	項	目	今年度 予算額	今年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,036,000	4,036,000	0	人件費1,412,000円(事務2人分)
	委託金	笠郷地域の 日委託金	0	0	0	
自己 資金	笠郷地域振興費		1,370,000	1,385,000	15,000	1,000円×1,385軒、 忠魂碑維持費は別会計
	昨年度繰越金		210,323	210,323	0	
	寄付金		0	0	0	
	雑入		40,000	34,954	-5,046	夏祭りバザー売り上げ 34,850円、 利息 104円
	積立金取崩し		700,000	700,000	0	30年積立金250,000円+ 29年積立金450,000円
	その他		140,000	55,000	-85,000	社協協賛金、JA協賛金
	自己資金計		2,460,323	2,385,277	-75,046	
合計(人件費除く)			5,084,323	5,009,277	-75,046	
総合計			6,496,323	④ 6,421,277	-75,046	

## 【支出の部】

款	項	今年度 予算額	今年度 決算額	比較増減 (予算-決算)	摘要	
人件費		1,412,000	1,115,902	◎ 296,098	事務長+事務員(1名)、 人件費の残金は町へ返却	
事務費		400,000	377,619	22,381	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管理 費、傷害保険料、役員手当等、	
会議費		30,000	28,635	1,365	諸会議お茶代	
事業 費	総務部会費	2,358,000	2,174,709	183,291	公民館3行事、推進員、公民館事務費含、総務 部会費(HP管理費)	
	安全・安心部会費	900,000	890,594	9,406	防災訓練、防災マップ、防災用発電機購入、防 災啓蒙活動、通学路安全支援	
	環境・美化部会費	250,000	114,307	135,693	リサイクル啓蒙活動、クリーン活動、看板点 検、ゴミ捨てマナー改革活動・講演会	
	健康・福祉部会費	180,000	14,993	165,007	3世代交流会	
	教育・文化・商工部会費	530,000	410,478	119,522	体委会事業費 350,000円、瓢箪苗育成、瓢 箪講演会、看板点検	
	事業費計	4,218,000	3,605,081	612,919		
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0		
積立金		300,000	700,000	-400,000	令和2年度以降へ積立	
予備費		136,323	0	136,323		
合計(人件費除く)			5,084,323	4,711,335	372,988	収支差額 297,942円は次年度繰越金とする
総合計			6,496,323	⑤ 5,827,237	669,086	

## 【収支決算】

本年度収入決算額 ④	6,421,277
本年度支出決算額 ⑤	5,827,237
人件費の残金(町へ返却) ③	296,098
令和2年度への繰越金(④-⑤-③)	297,942

## 【積立金】

令和元年度積立金	700,000	令和2年度は250,000円、令和3年度は450,000円取り崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度取り崩し予定


# 会計監査報告書

令和元年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計の  
収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審査  
した結果、適正かつ正確に処理されていることを確認  
しましたので、ここに報告致します。

令和 2年 4 月 9 日

監事 西 脇 君 男 印

令和 2年 4 月 9 日

監事 佐 川 貴 行 印

第5号議案

令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業計画(案)

月	総会・理事会/事業計画	専門部会
4	会計監査 理事会・役員会 総会(事業計画、予算案提出)	
5	公民館運営委員会(事業計画)	総務部会(具体的事業計画) 安全・安心部会(計画の具体化) 環境・美化部会(計画の具体化) 健康・福祉部会(計画の具体化) 教育・文化・商工部会(計画の具体化)
6	●3世代交流ペタンク大会(6/13) 町パルシューレチャンピオンシップ	専門部会
7	公民館運営委員会	専門部会
8	●夏祭り(8/16) 笠郷地区情報伝達訓練 笠郷地区防災訓練	専門部会
9	●敬老会(9/21)	専門部会
10	●運動会(10/11) ●3世代交流ペタンク大会(10/24) 養老町絆ウォーキング	専門部会
11	笠郷地区「クリーン活動の日」(11/8)	専門部会
12	公民館運営委員会(12/7)	専門部会(来年度事業計画)
1	●元旦マラソン(1/1)	専門部会(来年度事業計画)
2	養老町なわとび大会 ●公民館祭り(2/28) 理事会(来年度事業計画)	総務部会(来年度事業計画)
3	役員会(来年度事業計画)	

令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 収支予算書(案)

【収入の部】

款	項	目	今年度 予算額	昨年度 予算額	差額 (今年度-昨年度)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,033,000	4,036,000	-3,000	人件費1,412,000円(事務2人分)
	委託金		0	0	0	
自己 資金	笠郷地域振興費		1,390,000	1,370,000	20,000	1,000円×1,390軒、 忠魂碑維持費は別会計
	昨年度繰越金		297,942	210,323	87,619	
	寄付金		0	0	0	
	雑入		40,000	40,000	0	夏祭りバザー売り上げ
	積立金取崩し		700,000	700,000	0	R1年度積立金250,000円+ 30年度積立金450,000円
	その他		140,000	140,000	0	公民館行事協賛金等
	自己資金計		2,567,942	2,460,323	107,619	
合計(人件費除く)			5,188,942	5,084,323	104,619	
総合計			6,600,942	6,496,323	104,619	

【支出の部】

款	項	今年度 予算額	昨年度 予算額	差額	摘要	
人件費		1,412,000	1,412,000	0	事務長+事務員(1名)、 人件費の残金は町へ返却	
事務費		400,000	400,000	0	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管 理費、傷害保険料、役員手当等、	
会議費		30,000	30,000	0	諸会議お茶代	
事業 費	総務部会費	2,448,000	2,358,000	90,000	公民館3行事、推進員、公民館事務費含、 総務部会費(HP立上費)	
	安全・安心部会費	700,000	900,000	-200,000	防災訓練、防災備蓄品購入、防災啓蒙活 動、通学路安全支援	
	環境・美化部会費	250,000	250,000	0	リサイクル啓蒙活動、クリーン活動、看板点 検、ゴミ捨てマナー改革活動	
	健康・福祉部会費	200,000	180,000	20,000	3世代交流会、健康増進活動、一人暮らし 見守り	
	教育・文化・商工部会費	550,000	530,000	20,000	体委会事業費 350,000円、瓢箪苗育成、 瓢箪講演会・瓢箪絵付け、看板点検	
	事業費計	4,148,000	4,218,000	-70,000		
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0		
積立金		300,000	300,000	0	令和3年度へ積立	
予備費		310,942	136,323	174,619		
合計(人件費除く)			5,188,942	5,084,323	104,619	
総合計			6,600,942	6,496,323	104,619	

【積立金】

令和2年度積立金	300,000	令和3年度取り崩し予定
令和元年度積立金	700,000	令和2年度は250,000円、令和3年度は450,000円取り崩し予定
平成30年度積立金	450,000	令和2年度取り崩し

## 第7号議案

### 1. 笠郷地域創生自治町民会議 規約 第13条 第1項 の全面改正

	現在の条文	改正(案)
第13条 第1項	会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。	会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に応答が可能であれば、会議に出席しているとす。

#### <改正理由>

感染症拡大防止等のため、会議開催できない場合、会議に出席できない場合の代替手段として、書面による議決、ネット環境を利用した会議等を開催できるようにするため。

#### 附 則

1. これらの規約改定は、令和2年6月24日より施行し、令和2年4月1日より適用する。

## 笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べるができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をを行わなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。但し会議開催前に書面（電子データ等も含む）による出席と、書面（電子データ等も含む）による議決（委任状等も含む）の届けがあれば、会議に出席し議決する事と同一と見なす。また、役員会の許可を得て、電子媒体を介して遠隔地から同時刻に回答が可能であれば、会議に出席しているとす。

2 会議は、原則として公開とする。

- 3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を決定する。
  - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。
  - (4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

- 2 役員会は、総会、理事会、専門部に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。
- 3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。
- 4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。
- 5 役員会は、会長が招集する。
- 6 役員会の議長は、会長とする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

- 2 理事会は、専門部に付託する内容について検討し、決定することができる。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会の議長は、会長とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会(以下「部会」という。)は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 安心・安全部会
- (3) 環境・美化部会
- (4) 健康・福祉部会
- (5) 教育・文化・商工部会

- 2 部会は、部会長が招集する。
- 3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。
- 3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。
- 4 事務局長は、会務及び会計を総理する。
- 5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

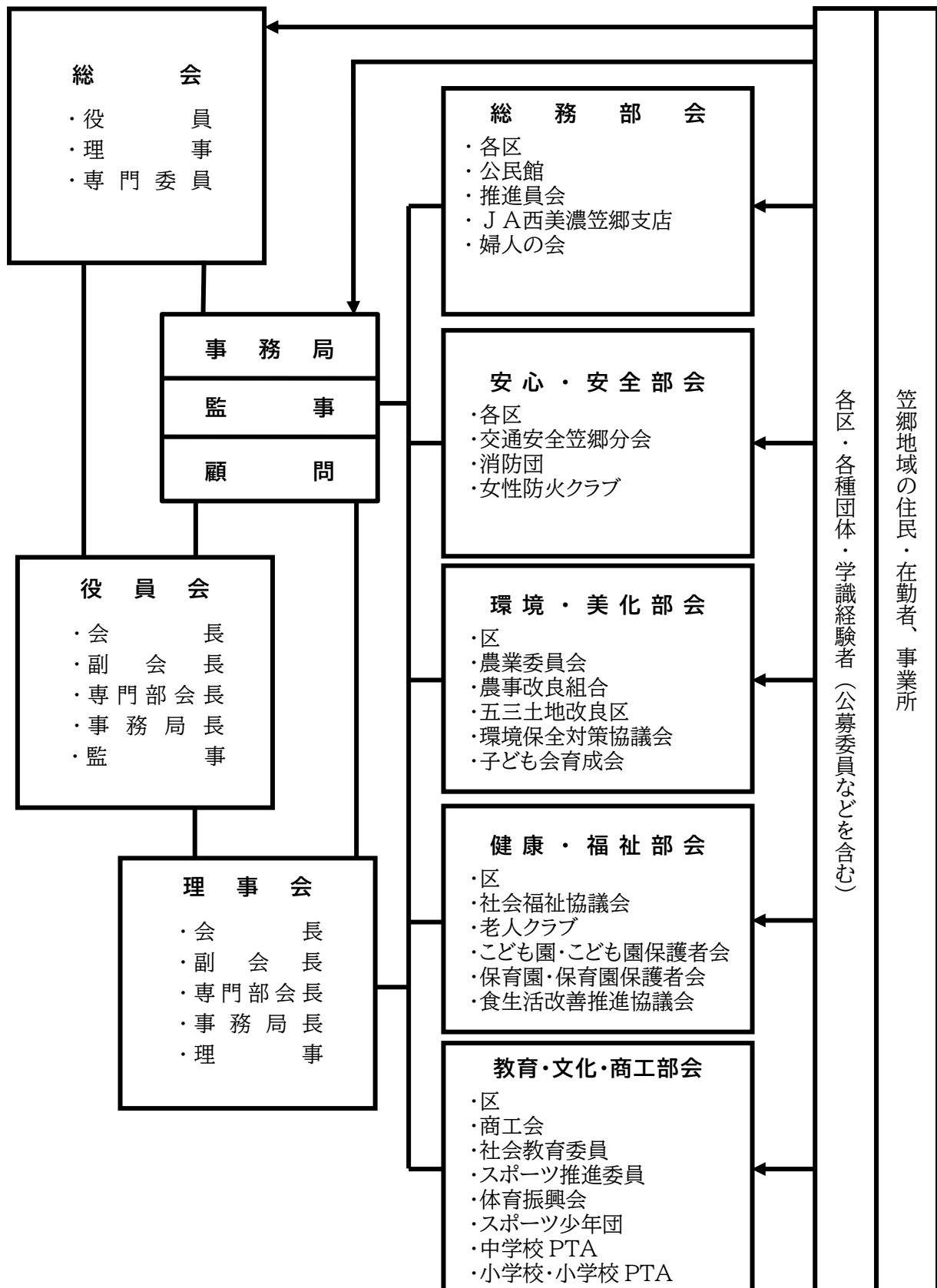
別表(第7条 第2項関係)

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専 門 委 員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館	1	1	館長、推進員会長
7	社会福祉協議会	1	0	支部長
8	老人クラブ	0	1	会長
9	船附こども園	0	1	園長
10	下笠保育園	0	1	園長
11	食生活改善推進協議会	0	1	会長
12	農業委員会	1	0	会長
13	農事改良組合	0	1	組合長
14	五三土地改良区	0	1	理事長
15	環境保全対策協議会	0	1	会長
16	J A西美濃笠郷支店	0	1	支店長
17	商工会	0	1	会長
18	交通安全笠郷分会	0	1	会長
19	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
20	子ども会育成会	0	1	会長
21	婦人の会	0	1	会長
22	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
23	体育振興会	1	0	会長
24	スポーツ少年団	0	1	少年団親代表
25	中学校PTA	0	1	会長
26	小学校PTA	0	1	会長
27	笠郷小学校	0	1	校長
28	船附こども園保護者会	0	1	会長
29	下笠保育園保護者会	0	1	会長
30	町消防団第6分団	1	1	団長、副団長
31	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
32	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
33	学識経験者(公募委員を含む)	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事、委員は本表に準じて選出する。複数団体の長を兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てる。

・組織図



# 令和2年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会

## 書面による総会参加及び議決権行使書

○書面による総会開催に対し賛成して「参加する」、「参加しない」のいずれかを○印で囲んで下さい。

令和2年度「笠郷地域創生自治町民会議」総会に、総会資料による書面参加( します しません )。



○総会への書面参加者のみ議事録署名者の、「承認」、「不承認」のいずれかを○印で囲んでください。

議事録署名者(2名)を 承認 不承認

○総会への書面参加者のみ各議案について、「承認」、「不承認」のいずれかを○印で囲んでください。

・第1号議案 笠郷地域創生自治町民会議 令和2年度改選役員・委員承認の件 承認 不承認  
( 意見等 )

・第2, 3, 4号議案 同上 令和元年度事業報告、収支決算、監査報告承認の件 承認 不承認  
( 意見等 )

・第5, 6号議案 同上 令和2年度事業計画案、収支予算案、承認の件 承認 不承認  
( 意見等 )

・第7号議案 同上 規約改正、承認の件 承認 不承認  
( 意見等 )

○その他、全般についてご意見、ご要望ありましたらご記入願います。←

( )

署名 令和2年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(御氏名)

(令和2年 6月 23日(火)午前中必着で返送願います)

令和2年度「笠郷地域創生自治町民会議」書面による総会

- ・開催日時 : 令和2年 6月 23日(火) 16:00~
- ・議事録署名者立ち合いの下、会長・副会長・事務局長で開票、集計します
- ・議案の議決結果は3日以内に郵送します。

笠郷地域創生自治町民会議 印